

氏名：角井 英明 議員

項目：好気性発酵乾燥方式の実証実験の中止について

Q 1：塩素濃度の品質基準が0.3～0.7%から0.3%以下に変更された理由は

A 1：当組合が、令和5年度から令和6年度にかけて実施いたしました前回の調査では、株式会社カンポにおけるフラフの塩素濃度の受入基準は「0.3%～0.7%」と示されておりました。

しかし、今回実施した事業者への意向調査におきましては、株式会社カンポから、フラフの塩素濃度の受入基準を0.3%以下にするように提示されました。

株式会社カンポに確認いたしましたところ、大口の取引先である製紙会社から、当組合のフラフを原料にした固形燃料の受入れに懸念が示されたことに伴い、新たな販売先として、商社との取引を想定することになったため、株式会社カンポにおいて、当組合から受け入れるフラフの塩素濃度の基準を、より慎重に見直されたものと認識しております。

Q 2：三豊市の好気性発酵乾燥方式施設の塩素濃度は

A 2：香川県三豊市における好気性発酵乾燥方式の施設では、フラフの生成過程において塩素分を除去するため、塩ビ選別機を導入されていると承知しておりますが、生成されるフラフの塩素濃度は、おおむね1.0%程度であると認識しております。

そのため、固形燃料化施設側で産業廃棄物を混合することにより、塩素濃度の希釈・調整を行なながら運用されている状況であると伺っております。

Q 3：「施設内で塩素濃度0.3%以下を実現する技術は未確立」としているがその理由は

A 3：今回の調査報告書において、「施設内で塩素濃度0.3%以下を実現する技術は未確立」と整理した理由につきましては、先ほどのご質問でお答えしましたとおりでございます。

すなわち、現状、国内で唯一稼働している香川県三豊市の施設においても、施設内で生成されるフラフの塩素濃度は、おおむね1.0%程度であると認識しており、そのため、施設内のみで塩素濃度を低減するのではなく、施設外の固形燃料化施設側において産業廃棄物を混合することにより、塩素濃度の希釈・調整を行なながら運用されている状況でございます。

このような実態を踏まえ、現時点において、好気性発酵乾燥方式の施設内のみで、塩素濃度0.3%以下を安定的に実現する技術は確立されていないと整理したものでございます。

Q 4 :「搬出先の固形燃料化施設で産業廃棄物と混合・希釈することにより、塩素濃度 0.3% 以下を満たす」とあるが、生ごみを分別しないまま受入れて固形燃料にしようとするからではないか

A 4 :各家庭から排出される一般廃棄物に含まれる塩素は、生ごみに限られるものではなく、食品用ラップ類やビニール袋、古紙など、さまざまな廃棄物に含有されております。このため、仮に生ごみの分別を徹底した場合であっても、その他の廃棄物に由来する塩素含有量の総量を踏まえますと、施設内のみでフラフ全体の塩素濃度を 0.3%以下に抑えることは、現時点では困難であると考えております。